

# 中間検査マニュアル

弘前市建設部建築指導課

令和5年4月1日改訂

## 目次

1.	中間検査制度の趣旨・概要	・・・	P. 2
2.	中間検査対象建築物	・・・	P. 2
3.	中間検査対象建築物の例	・・・	P. 5
4.	中間検査の流れ	・・・	P. 6
5.	提出書類	・・・	P. 7
6.	申請等手数料	・・・	P. 8

法 : 建築基準法

令 : 建築基準法施行令

規則 : 建築基準法施行規則

市細則 : 弘前市建築基準法施行細則

## 1. 中間検査制度の趣旨・概要

平成7年の阪神・淡路大震災において、被災建築物約44万棟、死者約6,400名と戦後最大規模の被害が発生し、そのうち、建築物の倒壊によるものが約8割にも達しました。中でも、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多くみられ、このような被害が生じないように、平成11年5月1日に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）により、建築物の施工中に検査を実施できる制度として中間検査制度が導入されました。

このことから、完了検査では確認できない構造等の建築基準関係規定の検査を建築物の工事施工中に行い、かつ、建築物の工事監理の適切化を図ることにより、工事監理者制度の啓発活動を促進し、建築物の安全性をより高め、災害に強いまちづくりを実現するため、中間検査を実施しています。

## 2. 中間検査対象建築物

確認申請（法第6条第1項）又は計画通知（法第18条第2項）が必要な工事が、表1の区域、構造、用途及び規模に該当し、同表の特定工程を含む場合、中間検査の対象となります。

規模については、棟ごとに、新築、増築、改築部分の床面積により判断します。用途が2以上の場合は、各用途それぞれの床面積により判断しますが、表2の各号に列記する類似用途の場合は、合計の床面積により判断します。

特定工程には、法で規定されているもの（法第7条の3第1項第一号）と特定行政庁が指定するもの（同項第二号）があり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、表1の特定工程後の工程を施工できません。

表1 中間検査対象建築物

	法で規定されているもの	特定行政庁が指定するもの
区域	全国	弘前市全域
構造	—	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及びこれらを含む併用構造
用途	共同住宅	新築、増築又は改築に係る部分が、表2の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、同表の規模の欄に掲げる規模のもの
規模	3階以上	
特定工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	表3の特定工程の欄参照
特定工程後の工程	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	表3の特定工程後の工程の欄参照
法第68条の20の規定による認証型式部材等の建築物 ※建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたもの	対象	対象外
法第85条の規定による仮設建築物		

表2 弘前市が指定する中間検査対象建築物の用途及び規模

	用途	規模
1	劇場、映画館又は演芸場	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ウ. 主階が1階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。）
2	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。）	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの
4	ホテル又は旅館	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの
5	下宿、共同住宅（法第7条の3第1項第1号を除く。）又は寄宿舎	その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上のもの
6	学校又は体育館	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	ア. その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。） イ. その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
9	事務所その他これに類するもの	その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの（当該用途に供する部分が5階以上の階にないものを除く。）
10	一戸建ての住宅、長屋又は兼用住宅	その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上で、かつ、2階以上のもの ※一戸建ての住宅に附属する車庫、物置等で、同一棟のものは、一戸建ての住宅の床面積に含めるものとし、兼用住宅は、住宅部分の床面積に限る。


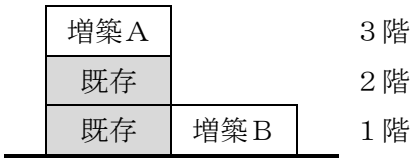

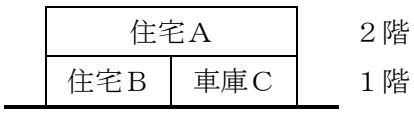
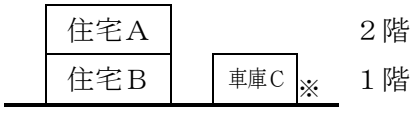
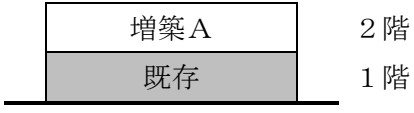
表3 弘前市が指定する特定工程等

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	軸組（枠組壁工法にあつては耐力壁）及び屋根工事が完了したとき	下地及び仕上げ工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付工事（平家建ての場合は建て方工事）が完了したとき	耐火被覆工事、下地及び仕上げ工事、デッキプレート床構造のコンクリート打設工事
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床版（2階がない場合は屋根版）の配筋工事が完了したとき	2階の床版（2階がない場合は屋根版）のコンクリート打設及び2階柱配筋工事

【注意】

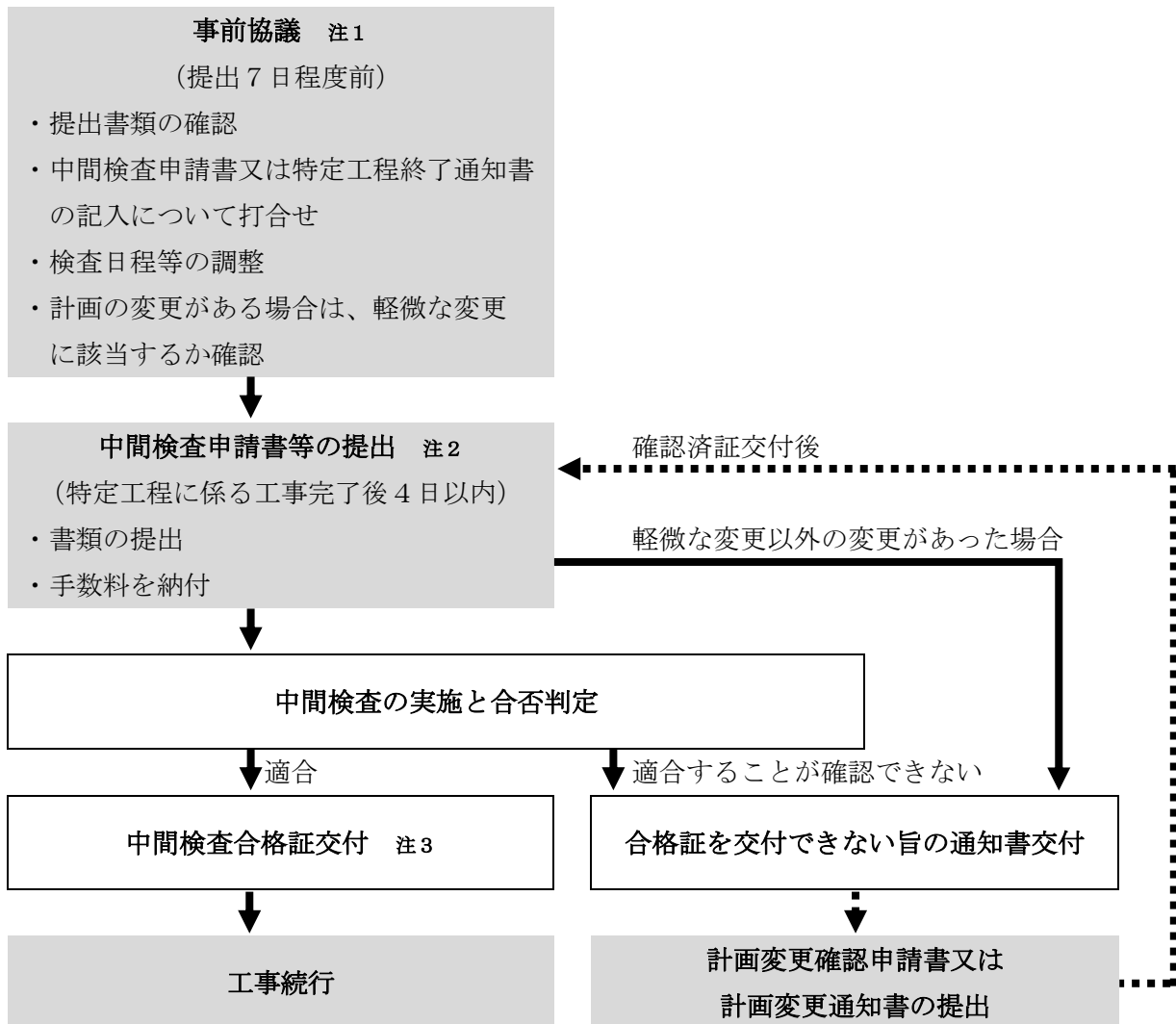
- ① 特定工程について、上の表によることが適当でない場合は、申請者等と特定行政庁が協議し、決定することとする。
- ② 併用構造の場合は、最初の特定工程とする。ただし、木造を含む建築物の場合は、木造の特定工程とする。
- ③ 木造の場合は、壁・天井の断熱工事に着手する前に中間検査を実施する。

### 3. 中間検査対象建築物の例

例 (A、B、C、D：床面積 (㎡))	用途	工事種別	規模	対象
	病院	新築	$A + B + C + D < 500\text{m}^2$ $A \leq 100\text{m}^2$ 、 $B \leq 100\text{m}^2$	×
			$A + B + C + D \geq 500\text{m}^2$ $A \leq 100\text{m}^2$ 、 $B \leq 100\text{m}^2$	○
			$A + B + C + D < 500\text{m}^2$ $A \leq 100\text{m}^2$ 、 $B > 100\text{m}^2$	○
	ホテル	増築	$A + B < 500\text{m}^2$ $A \leq 100\text{m}^2$	×
			$A + B < 500\text{m}^2$ $A > 100\text{m}^2$	○
			$A + B \geq 500\text{m}^2$	○
	百貨店、 マーケット	新築	$A + B + C < 1,000\text{m}^2$ $A \leq 100\text{m}^2$	×
			$A + B + C < 1,000\text{m}^2$ $A > 100\text{m}^2$	○
			$A + B + C \geq 1,000\text{m}^2$	○
	一戸建て の住宅 (附属車庫 あり)	新築	$A = 0$ (平家建て)	×
			$A + B + C < 100\text{m}^2$ (2階建て)	×
			$A + B + C \geq 100\text{m}^2$ (2階建て)	○
	一戸建て の住宅 (別棟の附 属車庫あり)	新築	$A + B < 100\text{m}^2$	×
			$A + B \geq 100\text{m}^2$	○
	一戸建て の住宅	増築	$A < 100\text{m}^2$	×
			$A \geq 100\text{m}^2$	○

※別棟の附属車庫は、中間検査対象外。

#### 4. 中間検査の流れ



注1 義務ではありませんが、計画どおりに工事を進めるためにも、事前協議を実施することを推奨しています。事前協議については、担当者にご連絡ください。

注2 次の事項を満たしてください。

- ① 工事監理者が着工前に選任されていること。
- ② 工事監理者の監理により、不適合である部分を認知した場合は、必要な手直しが行われていること。
- ③ 設計変更があった場合は、計画変更確認申請等の必要な手続きが完了していること。
- ④ 「工事監理の状況（中間検査申請書第四面）」が的確に記載されていること。

注3 中間検査合格証交付後でなければ、特定工程後の工程を施工できません。

## 5. 提出書類

中間検査申請又は特定工程終了通知にあたっては、以下の書類（確認申請書等に添付したものは除く。）を提出してください。ただし、法第7条の5の規定による特例を適用する場合は、「共通」欄の書類のみ提出してください。

		法第6条第1項第2号又は第3号に規定される建築物	左記以外の建築物
添付書類	共通	<input type="checkbox"/> 中間検査申請書等 <small>（中間検査申請書：規則別記第26号様式、特定工程終了通知書：規則別記第42号の17様式）</small> <input type="checkbox"/> 対象建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（規則第4条の8第1項第一号） <small>※直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合は不要（規則第4条の8第2項）</small> <input type="checkbox"/> 法第7条の5の適用を受けようとする場合は、以下の部分を写した写真 <small>（規則第4条の8第1校第二号）</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の小屋組の工事終了時</li> <li>・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時</li> <li>・基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時</li> <li>・特定行政庁が指定する工程終了時における対象建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等</li> </ul> <small>※既に中間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る</small> <input type="checkbox"/> 軽微な変更説明書（規則第4条の8第1項第三号） <small>※直前の確認又は中間検査を受けた日以降に軽微な変更が生じた場合</small> <input type="checkbox"/> 木造の建築物で、壁を設け、又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の構造方法を明示したもの（市細則第4条第1項第一号） <input type="checkbox"/> 壁又は筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示したもの <small>（市細則第4条第1項第二号）</small> <input type="checkbox"/> 令第46条第4項の規定について検討したもの（市細則第4条第1項第三号） <input type="checkbox"/> 基礎の構造方法を明示したもの（市細則第4条第1項第四号） <input type="checkbox"/> 委任状又はその写し（規則第4条の8第1項第五号） <small>※代理者が申請を行う場合</small> <input type="checkbox"/> 中間検査チェックシート <input type="checkbox"/> その他建築主事等が必要と認める図書等	
	杭工事 地盤改良工事	<input type="checkbox"/> 施工計画書 <input type="checkbox"/> 施工報告書 <input type="checkbox"/> 製品成績書 <input type="checkbox"/> セメントミルク4週圧縮試験報告書	
提示書類（検査終了後返却）	地盤調査	<input type="checkbox"/> 地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力算定根拠となる資料	
	鉄筋工事	<input type="checkbox"/> 鉄筋のミルシート <input type="checkbox"/> 配筋の状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> ガス圧接の引張試験報告書	<input type="checkbox"/> 配筋の状況がわかる写真
	コンクリート工事	<input type="checkbox"/> 基礎、地中梁の断面寸法がわかる写真 <input type="checkbox"/> コンクリート4週圧縮試験報告書	<input type="checkbox"/> 基礎、地中梁の断面寸法がわかる写真
	鉄骨工事	<input type="checkbox"/> 鉄骨のミルシート <input type="checkbox"/> 鉄骨工事施工計画書及び検査成績書 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験報告書 <input type="checkbox"/> 仕口、継手、柱脚等の鉄骨加工状況が確認できる写真	

## 6. 申請等手数料

1件当たりの床面積の合計（検査対象床面積）に応じて、以下のとおりです。

1件あたりの床面積の合計	手数料（円）
30㎡以内	14,000
30㎡を超え、100㎡以内	18,000
100㎡を超え、200㎡以内	23,000
200㎡を超え、500㎡以内	32,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	51,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	66,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	140,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	230,000
50,000㎡を超える	460,000

弘前市手数料条例（平成18年2月27日弘前市条例第69号）別表第2 36の項

### 【検査対象床面積】

検査対象床面積は、特定工程に係る工事完了時点での床面積に応じて算定します。中間検査申請書等の提出にあたっては、当該床面積を算定してください。

木造：延べ面積（屋根工事完了時点で検査を行うため。）

その他：2階以下を対象として床面積を算定。工区ごとに中間検査を受ける場合は、その工区ごとに床面積を算定し、中間検査を受ける。

